

シン・いばらきメシ総選挙 2026 等開催業務委託仕様書

第1 委託件名

シン・いばらきメシ総選挙 2026 等開催業務委託

第2 実施主体

シン・いばらきメシ総選挙実行委員会（以下「実行委員会」という。）

第3 事業の目的

本事業は、県内市町村が地元を代表する新たなご当地グルメを出店するイベント「シン・いばらきメシ総選挙 2026」を開催し、グランプリグルメを決定するとともに、グランプリグルメを中心に認知拡大や定着化を進めることで、「食」の観光資源の創出及び「食」を通じた地域振興を図ることを目的とする。

第4 契約期間

契約締結日から令和9年3月1日まで

第5 委託内容

本事業は、以下のグルメイベント2件の開催業務全般（ホームページ保守・運用除く。）を委託するものであり、後記1～3の事項を履行すること。

なお、実行委員会においては、シン・いばらきメシ総選挙 2026 等を一過性のグルメイベントで終えることなく、開催後に参加グルメの定着化にも取り組む予定であることに留意の上、委託業務を進めること。

【開催するグルメイベント】

シン・いばらきメシ総選挙 2026 (以下「総選挙イベント」という。)	開催日 令和8年10月10日(土)～12日(祝・月) 会場 茨城県三の丸庁舎(水戸市) 部門 一般料理部門、スイーツ部門(茨城県内44市町村単位で参加) 参加数 最大88グルメ(一般料理部門44グルメ、スイーツ部門44グルメ) 趣旨 市町村エントリーグルメから、来場者の投票などにより茨城県の新たなご当地グルメNo.1を決定するもの
シン・いばらきメシ再集結グルメフェス(以下「再集結イベント」という。)	開催日 総選挙イベント開催後の1日間(委託業務締結後、協議の上決定) 会場 茨城県内(委託業務締結後、協議の上決定) 参加数 70グルメ程度(委託業務締結後、協議の上決定) 趣旨 シン・いばらきメシ総選挙2024及びシン・いばらきメシ総選挙2026の参加グルメの提供機会を設け、茨城県内での認知拡大を図るもの

1 総選挙イベント及び再集結イベント全体総括に関わること

(1) 委託業務スケジュール、運営体制の作成

契約締結後速やかに委託業務スケジュール及び運営体制を明記した実施計画書を作成し、実行委員会に提出すること。

- (2) 打ち合わせの実施
実行委員会事務局と定期的に打ち合わせを行うこと（ウェブ会議を含む）。
- (3) 関係機関との調整
イベントの企画運営上必要な調整事項が生じた場合は、実行委員会事務局と相談のうえ、関係機関との調整を行うこと。
- (4) 各種申請等
イベント開催に必要な資格・認証・許可等の取得手続きは、受託者の責任において適切に行うこと。
- (5) 来場者数の集計、アンケートの実施
ア イベント来場者数のカウントを行うこと。
イ 来場者、グランプリグルメ等選考に係る投票者、参加市町村及び飲食店事業者等に対してイベントの効果や評価についてアンケートを実施し、結果をとりまとめること。
ウ アンケートの作成に当たっては、実行委員会と事前に協議を行うこと。アンケートの実施については、アンケート項目を印刷して配布・回収するほか、インターネットやスマートフォンアプリによる質問・回答の方法を検討するなど、回収率の向上を図ること。
エ アンケートや来場者数カウントの結果を踏まえ、イベント開催に係る経済効果や、今後の取組み、イベント開催の方向性について、調査・分析・推計すること。
- (6) 広報計画の策定・実施
総選挙イベント及び再集結イベントの効果的な広報を行うため、後記2（9）及び3（7）を踏まえた、公式ホームページやSNSの活用を含む広報計画を策定・実施すること。なお、策定に当たっては、公式ホームページの運営・保守の受託事業者との連携を図ること。
- (7) パブリシティ効果の測定
本事業を通じたパブリシティ効果について、メディア露出を測定し、広告換算額を集計すること。
- (8) 記録写真・動画の撮影と作成
ア イベントの様子や全体像を記録するため、写真及び動画を撮影・編集すること。
イ 撮影・編集に係る許可取得等は受託者が行うこと。
ウ 動画はウェブサイトやYouTube等で再生可能なファイル形式とし、公開することを前提に著作権等の処理を行うこと。なお、メディア提供用の素材を併せて用意すること。

2 総選挙イベントの企画・運営に関すること

受託者は以下について企画・提案し、実施計画書を提出すること。

イベントの統一的な「コンセプト」を提示するとともに、集客力や投票数を高める仕掛けづくりと大きなパブリシティ効果が得られる魅力的な提案を行うこと。また、会場レイアウト図やパース図を作成し、イメージを共有すること。

(1) 会場に関すること

ア 会場内は「市町村ブース出店エリア」、「協賛企業・団体等ブース出展エリア」、「ステージエリア」にエリア分けを行うこと。また、多数の来場者を想定し、会場内や会場周辺での混雑が緩和できるよう、導線や出店（展）ブースの配置、会場レイアウト等を検討すること。
イ 上記アの各エリアの仕様は以下を標準とすること。

①市町村ブース出店エリア

- ・市町村（最大44市町村）が「一般料理」と「スイーツ」の2品を提供可能なブースを市町村毎に用意すること（原則、1テントあたり2グルメ）。
- ・テントの大きさは、5400mm×3600mm相当を標準とすること。

- ・各ブースに掲示する看板及びのぼりは、各市町村が「一般料理」及び「スイーツ」の各部門に出店する参加グルメごとに1つずつ制作すること（最大、看板2枚（「一般料理」「スイーツ」それぞれ1枚）、のぼり2種（「一般料理」「スイーツ」それぞれ1枚））。
- ・看板には市町村名および参加グルメ名を表示するとともに、県内5地域（県北、県央、鹿行、県南、県西）のいずれの地域に属する市町村か来場者に分かりやすい表示となるよう工夫を施すこと。
- ・ブース内には長机を5台、いすを5脚程度設置すること。
- ・ストッカーは参加グルメごとに冷蔵用または冷凍用のいずれか1つ設置すること。なお、ストッカーは参加グルメ及び市町村の希望に応じて適切な容量のものを設置すること。
- ・100V 電源を用意すること。
- ・キッチンカーによる提供を希望するエントリーグルメについても本エリア内に配置するよう努めること。

②協賛企業・団体等ブース出展エリア

- ・協賛企業や実行委員会が指定する企業・団体等が出展可能なブースやスペースを用意すること。
- ・テントの大きさは、5400mm×3600mm 相当を標準とすること。
- ・各ブースに掲示する看板を出店者ごとに1つ設置すること。
- ・ブース内には長机を5台、いすを5脚程度設置すること。
- ・その他必要な備品等について実行委員会と協議の上用意すること。

③ステージエリア

- ・会場内にメインステージを設置し、オープニングセレモニーや表彰式、賑わいづくりパフォーマンス等を実施することを踏まえ、それにふさわしい装飾を施すとともに、来賓者等などが登壇することを踏まえ、導線に配慮した配置とすること。

ウ 会場内に以下の設備等を設置するとともに、その他来場者の利便性向上に資する設備等の設置について企画・提案すること。

- ①共同水栓の設置
- ②排水・汚水・廃棄物処理
- ③仮設トイレ及び手洗い場
- ④飲食・休憩用スペース
- ⑤来場者のごみステーション
- ⑥看護師常駐の救護テント

エ 来場者の利便性向上に資する会場運営（行列対策、会場案内冊子配布など）について、企画・提案し、実施すること。

オ イベント会場施設及びイベント会場周辺施設における施設管理者及び施設使用者との諸調整及び使用に関する申請や届出等の手続きを行うこと。

カ イベント会場施設及び設備に関する建築基準法、消防法、食品衛生法をはじめ各種関係法令等を遵守し、必要な諸調整を行うこと。また、会場の利用規則等（搬出入時間、重量制限、騒音制限、施工制限等）を遵守すること。

キ 警察、消防及び保健所等への必要な届け出などを行い、円滑に実施・運営すること。

ク 必要な設備及び資材の調達、資機材等の搬出入について、スケジュールやマニュアル等を作成すること。

ケ 参加者の安全対策を講じるとともに、災害、火災、事件、事故、急病、負傷等の危機管理及び緊急時対応体制をとること。

- (2) イベント運営スタッフの配置に関すること
 - ア 開催日（3日間）に必要なイベント運営スタッフの配置計画（配置・ローテーション等）を作成すること（駐車場を含む）。
 - イ 開催日（3日間）に必要な警備スタッフの配置計画（配置・ローテーション等）を作成すること（駐車場を含む）。
- (3) 駐車場に関すること
 - ア 来場者用の無料駐車場を用意し、会場と来場者用駐車場を往復するバスを運行すること。
 - イ 来場者用駐車場として使用する施設との諸調整及び使用に係る申請や届出等の手続きを行うこと。
 - ウ 会場と来場者用駐車場を往復するバスの運行に係る諸調整及び運行に係る申請や届出等の手続きを行うこと。
 - エ 関係者用駐車場として使用する各施設の施設管理者との諸調整及び使用に係る申請や届出等の手続きを行うこと。
 - オ 関係者用駐車場における関係者車両駐車場所の割り振り及び駐車場を利用する関係者への連絡調整を行うこと。
- (4) グランプリグルメ等の決定（投票・審査）に関すること
 - ア 別添「シン・いばらきメシ総選挙2026」開催要項に則り、「ホームページからの事前投票」「来場者による現地投票」については投票数を高める工夫を行うとともに、公平かつ公正な方法となるような企画提案を行うこと。
 - イ 「審査員による審査」について、審査員は実行委員会と協議し決定するものとし、審査会の会場（三の丸庁舎内）設営、進行を行うこと。審査基準については、原則、実行委員会が指定する。なお、審査員にかかる経費（謝金、交通費等）については、委託料の中で支弁すること。
 - ウ グランプリグルメ等の決定に必要なウェブサイト上の事前投票システムや現地投票システム等について、実行委員会と協議の上、構築し運営すること。
- (5) 特別賞に関すること
 - ア 実行委員会が指定する協賛企業・団体による特別賞を設定するとともに、特別賞を授与する協賛企業・団体との連絡調整を行うこと。
 - イ 著名人1名を提案し、著名人による特別賞を設定するとともに、特別賞を授与する著名人との連絡調整を行うこと。なお、パブリシティ効果が得られる選定を行うこと。
- (6) 市町村及び事業者との調整に関すること
 - ア 実行委員会が行う市町村のエントリー受付に係る業務を補助すること。
 - イ エントリーした市町村及び市町村と連携して出店する飲食店事業者等を対象とした出店者説明会を開催するとともに、出店者マニュアルを作成すること。
 - ウ イの出店者説明会は、総選挙イベント開催までに2回程度開催すること。
 - エ 市町村及び市町村と連携して出店する飲食店事業者等との連絡調整を行うとともに、各種問い合わせに対応すること。
- (7) 協賛企業・団体等との調整に関すること
 - ア 協賛企業や実行委員会が指定する企業・団体等がブース出展を行う場合、出展者説明会を開催するとともに、出展者マニュアルを作成すること。
 - イ アの出展者説明会は、総選挙イベント開催までに2回程度開催すること
 - ウ 協賛企業や実行委員会が指定する企業・団体等との連絡調整を行うとともに、各種問い合わせに対応すること。

(8) ステージに関すること

- ア オープニングセレモニーやグランプリグルメ等表彰式のほか、集客力を高める魅力的なステージイベントを企画提案し、実施すること。
- イ 実行委員会が指定する企業・団体等を対象としたステージイベントを実施すること。
- ウ 開催期間中のイベント進行に必要な司会者を用意すること。
- エ ステージイベントに登壇・出演する団体等との出演に係る調整を行うこと。

(9) 事前プロモーションに関すること

- ア イベントの認知度向上及びイベントへの集客力と投票数を高めるため、各種メディアにおいて幅広く取り上げられるような、パブリシティ効果の高い取組みを企画・実施するとともに、プレスリリースの作成及び発出について実行委員会と協議の上実施すること。
- イ 事前プロモーションの実施にあたっては、シン・いばらきメシ総選挙のロゴデザインを活用し、統一的なデザインでポスターなど制作するほか、効果的なコンテンツを作成すること。
- ウ イベント開催の概ね1か月前からイベント開催当日にかけて（概ね「ホームページからの事前投票」期間）、全市町村及び全県民を巻き込んだイベント開催に係る機運醸成を図るため、パブリシティ効果が高いプロモーション（プレイベント含む。）を企画提案し、実施すること。
- エ ポスターの内容及びデザイン、印刷部数等については、実行委員会と協議の上決定、配布することとし、ai形式及びPDF形式でデータも納品すること。
- オ SNS広告、インフルエンサー、県内地域情報誌などの活用により、イベントへ出店する飲食店やイベントの盛り上がりを発信し、イベントへの来訪を促すとともに、本県の食の魅力を発信すること。
- カ シン・いばらきメシ総選挙SNSアカウントを有効に活用し、情報発信すること。

(10) 賑わいづくりに関すること

上記（1）～（9）に記載するほか、イベント開催にあたり必要なこと、多くの来場者が楽しみながら投票に参加できるような賑わいづくりを企画・提案すること。

3 再集結イベントの企画・運営に関すること

受託者は以下について企画・提案し、実施計画書を提出すること。

シン・いばらきメシ総選挙やその参加グルメの認知拡大を図るため、集客力を高める仕掛けづくりと大きなパブリシティ効果が得られる魅力的な提案を行うこと。また、会場レイアウト図やパース図を作成し、イメージを共有すること。

(1) 会場に関すること

ア 会場内は「シン・いばらきメシグルメブース出店エリア」、「協賛企業・団体等ブース出展エリア」、「ステージエリア」にエリア分けを行うこと。また、多数の来場者を想定し、会場内や会場周辺での混雑が緩和できるよう、導線や出店（展）ブースの配置、会場レイアウト等を検討すること。

イ 上記アの各エリアの仕様は以下を標準とすること。

①シン・いばらきメシグルメブース出店エリア

- ・シン・いばらきメシ総選挙2024及びシン・いばらきメシ総選挙2026に参加したグルメのうち、実行委員会が指定するグルメ（約70グルメを想定）を出店させること。なお、実行委員会は、70グルメを超えるグルメ数を出店させようとする場合においては、受託者と協議のうえ出店するグルメを決定するものとする（原則、1テントあたり2グルメ）。
- ・テントの大きさは、5400mm×3600mm相当を標準とすること。
- ・各ブースに掲示する看板及びのぼりは、参加グルメごとに1つずつ制作すること。
- ・ブース内には長机を5台、いすを5脚程度設置すること。

- ・ストッカーは参加グルメごとに冷蔵用または冷凍用のいずれか1つ設置すること。なお、ストッカーは参加グルメの希望に応じて適切な容量のものを設置すること。
- ・100V 電源を用意すること。
- ・キッチンカーによる提供を希望する参加グルメについても本エリア内に配置するよう努めること。

②協賛企業・団体等ブース出展エリア

- ・協賛企業や実行委員会が指定する企業・団体等が出展可能なブースやスペースを用意すること。
- ・テントの大きさは、5400mm×3600mm 相当を標準とすること。
- ・各ブースに掲示する看板を出店者ごとに1つ設置すること。
- ・ブース内には長机を5台、いすを5脚程度設置すること。
- ・その他必要な備品等について実行委員会と協議の上用意すること。

③ステージエリア

- ・会場内にメインステージを設置し、オープニングセレモニーや賑わいづくりパフォーマンス等を実施することを踏まえ、それにふさわしい装飾を施すとともに、来賓者等などが登壇することを踏まえ、導線に配慮した配置とすること。

ウ 会場内に以下の設備等を設置するとともに、その他来場者の利便性向上に資する設備等の設置について企画・提案すること。

- ①共同水栓の設置
- ②排水・汚水・廃棄物処理
- ③仮設トイレ及び手洗い場
- ④飲食・休憩用スペース
- ⑤来場者のごみステーション
- ⑥看護師常駐の救護テント

エ イベント会場施設及びイベント会場周辺施設における施設管理者及び施設使用者との諸調整及び使用に関する申請や届出等の手続きを行うこと。

オ イベント会場施設及び設備に関する建築基準法、消防法、食品衛生法をはじめ各種関係法令等を遵守し、必要な諸調整を行うこと。また、各会場の利用規則等(搬出入時間、重量制限、騒音制限、施工制限等)を遵守すること。

カ 警察、消防及び保健所等への必要な届け出などを行い、円滑に実施・運営すること。

キ 必要な設備及び資材の調達、資機材等の搬出入について、スケジュールやマニュアル等を作成すること。

ク 参加者の安全対策を講じるとともに、災害、火災、事件、事故、急病、負傷等の危機管理及び緊急時対応体制をとること。

(2) イベント運営スタッフの配置に関すること

ア 開催日(1日間)に必要なイベント運営スタッフの配置計画(配置・ローテーション等)を作成すること(駐車場を含む)。

イ 開催日(1日間)に必要な警備スタッフの配置計画(配置・ローテーション等)を作成すること(駐車場を含む)。

(3) 駐車場に関すること

ア 必要に応じて、来場者用の無料駐車場を用意し、会場と来場者用駐車場を往復するバスを運行すること。

イ 来場者用駐車場として使用する施設との諸調整及び使用に係る申請や届出等の手続きを行

うこと。

ウ 会場と来場者用駐車場を往復するバスの運行に係る諸調整及び運行に係る申請や届出等の手続きを行うこと。

エ 関係者用駐車場として使用する各施設の施設管理者との諸調整及び使用に係る申請や届出等の手続きを行うこと。

オ 関係者用駐車場における関係者車両駐車場所の割り振り及び駐車場を利用する関係者への連絡調整を行うこと。

(4) 飲食店事業者との調整に関すること

ア 出店する飲食店事業者等を対象とした出店者説明会を開催するとともに、出店者マニュアルを作成すること。

イ アの出店者説明会は、再集結イベント開催までに1回程度開催すること。

ウ 出店する飲食店事業者等との連絡調整を行うとともに、各種問い合わせに対応すること。

(5) 協賛企業・団体等との調整に関すること

ア 協賛企業や実行委員会が指定する企業・団体等がブース出展を行う場合、出展者説明会を開催するとともに、出展者マニュアルを作成すること。

イ アの出展者説明会は、再集結イベント開催までに1回程度開催すること

ウ 協賛企業や実行委員会が指定する企業・団体等との連絡調整を行うとともに、各種問い合わせに対応すること。

(6) ステージに関すること

ア 必要に応じて、集客力を高める魅力的なステージイベントを企画提案し、実施すること。

イ 実行委員会が指定する企業・団体等を対象としたステージイベントを実施すること。

ウ イベント進行に必要な司会者を用意すること。

エ ステージイベントに登壇・出演する団体等との出演に係る調整を行うこと。

(7) 事前プロモーションに関すること

ア イベントの認知度向上ため、各種メディアにおいて幅広く取り上げられるような、パブリシティ効果の高い取組みを企画・実施するとともに、プレスリリースの作成及び発出について実行委員会と協議の上実施すること。

イ 事前プロモーションの実施にあたっては、ポスターなど制作するほか、効果的なコンテンツを作成すること。

ウ ポスターの内容及びデザイン、印刷部数等については、実行委員会と協議の上決定、配布することとし、ai形式及びPDF形式でデータも納品すること。

オ SNS広告、インフルエンサー、県内地域情報誌などの活用により、イベントへ出店する飲食店やイベントの盛り上がりを発信し、イベントへの来訪を促すとともに、本県の食の魅力を発信すること。

カ シン・いばらきメシ総選挙SNSアカウントを有効に活用し、情報発信すること。

(8) 賑わいづくりに関すること

上記(1)～(7)に記載するほか、イベント開催にあたり必要なこと、多くの来場者が楽しめるような賑わいづくりを企画・提案すること。

第7 実施体制

1 受託者の体制

受託者は、本事業実施にあたり、業務を統括する責任者として統括責任者を設置し、実行委員会との連絡調整窓口となること。実行委員会から報告を求められた場合や是正などの対応を求め

られた場合など、実行委員会からの申し入れ事項があった場合は、速やかに対応すること。また、必要に応じて、会場、業務分担ごとに責任者を置くなど、円滑な業務運営に努めること。

2 統括責任者

統括責任者は、本事業受託後、本事業に係る全体計画や運営体制を定め、進行管理や業務従事者の統括、関係機関との連絡調整など本事業全体を適切に統括すること。

第8 納入物品等

1 納入物品

- (1) 出店(展)者マニュアル(電子データ)
- (2) 会場設営・スタッフ配置計画(電子データ)
- (3) 警備計画(電子データ)
- (4) イベント開催に係る資料や結果(アンケート結果を含む)(電子データ)
- (5) 記録写真及び記録動画のデータを格納したDVD等の記録媒体
- (6) 事業実施報告書及びその他関係資料(電子データ及び紙媒体1部)

2 納入期限

- (1)～(5) 別途指定
- (6) 令和9年3月1日

3 納入場所

実行委員会事務局(茨城県政策企画部地域振興課内)

第9 受託者の責務

1 苦情等の処理

業務実施で生じたトラブルなどについては、受託者が責任をもって対応すること。対応にあたっては、実行委員会と十分に協議を行うこと。

2 法令等の遵守

受託者及び業務従事者は、本契約の履行にあたって、関係法令、各会場となる施設の利用規則などを十分遵守するほか、契約書に記載の事項に従って処理すること。

第10 その他(留意点等)

- 1 受託業務の実施にあたっては、実行委員会と十分に協議すること。また、実行委員会との連絡調整を密に行い、経過について適宜報告すること。
- 2 受託業務の実施にあたって疑義が生じた場合又は業務上重要事項の判断等にあたっては、実行委員会と調整のうえ、承認を受けること。
- 3 実施する業務については、状況の変化等により業務内容を変更することがあり得るものとする。その際は、あらかじめ実行委員会と調整を行い、承諾を得ること。
- 4 本委託の履行に係る経費は、本仕様書に特に明記するものを除き、全て契約金額に含むものとする。
- 5 その他、この仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合などは、その都度実行委員会と協議し処理すること。

「シン・いばらきメシ総選挙 2026」開催要項

令和8年2月12日時点

1 名称	シン・いばらきメシ総選挙 2026 ～市町村対抗 いばらき最強グルメ決定戦～
2 趣旨	県内市町村が地元を代表する新たなお当地グルメを出店するグルメフェスを開催し、来場者の投票等により、本県の最強ご当地グルメなどを決定することにより、「食」の観光資源を創出する。
3 主催	シン・いばらきメシ総選挙実行委員会
4 開催日時	令和8年10月10日（土）11（日）12（月・祝）（雨天決行、荒天中止） 午前10時から午後4時まで ※最終日（12日）は午後3時から表彰式を開催 （市町村ブースにおけるグルメの提供は午後3時まで）
5 会場	茨城県庁三の丸庁舎（水戸市三の丸1-5-38）
6 部門	「一般料理」、「スイーツ」の2部門 ※どちらか1部門のみのエントリーも可能です。
7 エントリー条件	（1）エントリーは市町村単位で行うこと （2）提供するものが以下のすべての要件に合致すること ① 新規グルメであること、又は既存のご当地グルメ（第1回総選挙エントリーグルメ含む。）であって味や素材・材料の配合など新たな工夫によりブラッシュアップを図ったものであること ② 茨城県産の食材が使用されていること ③ 茨城県内に所在する飲食店事業者等と連携し（*）、店舗やイベント等で販売・提供するなど、総選挙後のグルメ定着化の取組予定があること *複数の飲食店事業者や団体と連携して実施することも可 （3）原則として、「4 開催日時」に出店可能であること （4）水戸市保健所の指導に準ずること （5）暴力団関係者及び反社会勢力関係者でないこと
8 グランプリ グルメ決定 方法	「一般料理」・「スイーツ」各部門について、「①ホームページからの事前投票」及び「②来場者による現地投票」を実施し、その結果を踏まえたうえで、「③審査員による審査」を行い、「グランプリ」、「準グランプリ」、「第3位」を決定する。
9 特別賞	「8 グランプリグルメ決定方法」とは別に、本企画趣旨に賛同いただける協賛企業による特別賞などを設ける。
10 負担金	1市町村 5万円 ※売り上げによる定率徴収は行わない。
11 その他	その他必要な事項はシン・いばらきメシ総選挙実行委員会事務局が決定する。